

令和4年4月20日

第4回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第4回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和4年4月20日（水） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇
委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

5 議事録署名委員

6 番 〇〇〇〇〇 , 7 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農林振興課	農政課	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日

令和4年4月20日（水） 午前11時55分

令和4年第4回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- | | |
|--------|---|
| 議案第30号 | 農地法第3条 所有権移転による許可申請について |
| 議案第31号 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について |
| 議案第32号 | 農地法第4条による許可申請について |
| 議案第33号 | 農地法第5条による許可申請について |
| 議案第34号 | 非農地証明願について |
| 議案第35号 | 農用地等のあつせんについて |
| 議案第36号 | 農用地利用集積計画（所有権移転）の取り消しについて（令和2年9月分） |
| 議案第37号 | 農用地利用集積計画（所有権移転）の取り消しについて（令和4年3月分） |
| 議案第38号 | 農用地利用集積計画について（利用権設定） |
| 議案第39号 | 農用地利用集積計画について（所有権移転） |

(2) 報告第4号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和4年第4回農業委員会総会

令和4年4月20日（水） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇〇）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。3月、4月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第4回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。6番〇〇〇〇〇〇委員、7番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

それでは、議案第30号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉28号について、4月13日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、無関係であります。長い間小作をしていたとの事です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号末吉29号について、4月16日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。金額については、高額ですが、渡人と受人と協議の上でやむ得ないと思います。この土地については、5条で申請がありますが、その残りの部分になります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○12番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉30号について、4月12日に〇〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉31号について、4月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲受人は、都城市ですが、申請地まで車で10分程度で、通作には影響ありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には、水稻、畑には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号末吉32号について、4月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲受人は、都城市ですが、車で10分程度で、通作には影響ありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には、水稻、畑には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号末吉33号について、4月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲受人は、都城市ですが、車で10分程度で、通作には影響ありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には、水稻、畑には、甘藷を作付けされる予定で、

周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 34 号について、4 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 35 号について、4 月 8 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲渡人と譲受人は、親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、畑には、甘藷、田には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号大隅 36 号について、4 月 8 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付する予定で周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 37 号について、4 月 15 日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、兄弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 38 号について、4 月 14 日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号財部 39 号について、4 月 10 日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号財部 40 号について、4 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲受人の住所が都城市ですが、申請地まで車で 10 分程度の通作距離にあり、営農に支障はないものと思われます。また、譲渡人が大阪府枚方市在住で、耕作できない状況にあったことから甥である譲受人が、昭和 59 年頃から申請地に水稻を作付し管理していたもので、今回改めて許可を得ようとするものです。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○3番委員(〇〇〇〇〇〇)

末吉28号がわかりにくかったのですが、贈与ですか売買ですか。

○5番委員(〇〇〇〇〇〇)

贈与です。

○3番委員(〇〇〇〇〇〇)

35号と36号の作付けを教えてください。

○9番委員(〇〇〇〇〇〇)

35号の畑には、甘藷、田には、水稻です。36号は、甘藷です。以上です。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○2番委員(〇〇〇〇〇〇)

末吉29号について、お伺いします。金額的には高いと言われたけど、高くても土地を買いたいという人がいるわけですから、地主にすれば、最後の土地ですので良い事だと思います。〇〇〇〇〇〇さんが買った先月の土地も道路沿いで、末吉側に300m位行ったところで、5,000㎡で125万、これは、800㎡で130万、それぐらいの差があるんですよ。地主としては、少しでも高く売りたいという立場から財産を手放す訳ですから、少しでも高く売れるよう取り組んでいって貰いたいと思います。以上です。

○10番委員(〇〇〇〇〇〇)

31号から33号までですが、贈与となっておりますが理由を教えてください。

○推進委員(〇〇〇〇〇〇)

この土地は3箇所とも非常に荒れた土地で、受人は、〇〇〇〇〇〇病院の近くで車の販売をされており、そこのお客さんの関係で贈与という事です。以上です。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇〇委員、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○10番委員(〇〇〇〇〇〇)

31号については、〇〇〇〇〇〇委員の方から67ページに取下げがあるみたいですね。という事で教えてください。

○推進委員(〇〇〇〇〇〇)

以前、許可を貰って一部に倉庫を建てられているみたいですが、これは、まずいという事で、そこを除いて分筆して、畑部分のみを今回贈与されるという事になります。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第30号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

次に議案第31号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、

順次報告を求めます。

○16 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 17 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、後迫自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が豚舎、西が山林、南が田、北が山林であります。目的実現の確実性は、豚舎、貯留槽を設置する具体的計画があり、実現確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、豚舎、貯留槽を設置する面積 15,381 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は溜枡を設置し、汚水は合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、豚舎、貯留槽を整備する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 18 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、田方西自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が原野、西が田、南が牛舎、北が山林であります。目的実現の確実性は、牛舎を設置する具体的計画があり、実現確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、牛舎を設置する面積 2,022 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は水路側溝へ放流し、汚水はオガクズ処理するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎を整備する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号大隅 19 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、久保崎自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が道路を挟んで畑、北が山林であります。目的実現の確実性は、申請地は、平成 30 年以前に 1,030 m²の内 500 m²を農用地から用途変更していましたが、農振法・農地法の許可を得ないまま、残り 530 m²についても農業用車両の回転スペースとして利用していたものです。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,030 m²には、用途変更済の 500 m²に農業用車庫 1 棟 238.20 m²が設置され、残り 530 m²は、既に転用等による農業用車両の転回スペースとなっており適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下させ、市道の既設側溝に放流するので支障はないと思います。被害防除につきましては、施設は隣接地から 1 m 以上の緩衝地があり、日照・通風には支障はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地にありますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。追認によるもので農用地への原状回復は困難と思われる為、変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんと○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○10 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 20 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、里脇自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が道路、北が山林であります。目的実現の確実性は、申請地は、平成 24 年から農振法・農地法の許可を得ないまま、農業用の簡易倉庫・資材置場として現在まで利用していたものです。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積 958 m²に、農業用の簡易倉庫 1 棟 24 m²、資材置場 878 m²を設置しており適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下させ、道路の既設側溝に放流するので支障はないと思います。被害防除につきましては、施設は隣接地から 1 m 以上の緩

衝地があり、日照・通風には支障はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地にありますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当します。追認によるもので農用地への原状回復は困難と思われる為、変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号大隅21号について、4月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、里脇自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道路、南が田、北が宅地であります。目的実現の確実性は、申請地は、平成12年から平成24年頃にかけて農振法・農地法の許可を得ないまま、農業用倉庫と通路・作業スペース等を現在まで利用していました。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積551㎡は、隣接する宅地と一体利用するもので、農業用倉庫2棟の内1棟は、境界から30㎡ともう1棟は、80㎡、通路・作業スペース371㎡を設置しており適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下させ、道路の既設側溝に放流するので支障はないと思います。被害防除につきましては、施設は隣接地から1m以上の緩衝地があり、日照・通風には支障はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地にありますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当します。追認によるもので農用地への原状回復は困難と思われる為、変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇17番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部22号について、4月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、荒川内自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道路・雑種地・原野・宅地、北が道路を挟んで山林・畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書も添付されています。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、申請地3筆合計で5,338㎡に、豚舎4棟、資材置場1棟・冷凍庫置場・作業場・駐車場・車両の旋回場を設置しており、同種施設の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下、家畜排泄物については、堆肥舎での攪拌処理後、圃場還元を行い、し尿については、貯留槽にて処理する為、適当と思います。被害防除につきましては、豚舎等施設の周囲に緩衝地を設けており、隣接する畑にも被害を及ぼさない為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地にありますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、農地法の許可を得ないまま、昭和60年から平成16年にかけて、申請地に豚舎4棟・資材置場1棟を建築し、冷凍庫置場・作業場・駐車場・車両の旋回場を設置していたものです。ついては、平成16年の資材置場建築後からも18年が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われる事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号財部23号について、4月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、正部自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで河川・山林・宅地、西が河川を挟んで山林、南が山林に転用済の田、北が河川を挟んで山林であります。目的実現の確実性は、申請者が林業を営み、杉苗木を植林する具体的計画がある事、また、同時申請である5条申請書には通帳の写しが添付されていて資力が確認できる事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積1,779㎡に杉350本を植林する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、申請地は現状のまま利用し、植林の際は、4m程度の緩衝地を設ける為、特に問題ないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請地は集落にある農地一帯の外周部にあり、不耕作となっていたところ、林業を営む申請人が事業拡大の為、申請地に杉苗木を植林しようとするもので、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみまし

た。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（〇〇〇〇〇）

末吉17号について、お伺いします。この12筆の田は、3条で取得されたものはありませんか。もしあったら一番新しいのは、何年か教えて下さい。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

申し訳ありません。手元に資料がなくて。一部は、経営基盤で購入されたところもあります。3年以内に購入された農地もあったんですが、今回、外して計画を建てているところです。詳しい事は、後ほど報告させて頂くという事でよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員よろしでしょうか。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

それが解らないと、許可出来ないですね。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

今、〇〇〇〇〇の方が申し上げた通りですけど。3年未満の農地取得はないという事です。今回は、3年未満での取得は、無いという事で申請されているという事ですので何も問題は無いのかなと思います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○4番委員（〇〇〇〇〇）

大隅19号・21号の全体面積の内という部分の申請ですけど、配置図を見ると分筆をされているような事ですけど、申請段階で既に分筆されているのか。それとも、許可後、分筆されるのか。お示し下さい。

○事務局（〇〇〇〇〇主事）

大隅19号については、もともと、農振除外していた500㎡と残りの530㎡をするという事で、分筆する必要は無いかと思います。21号に関しては、後ほど分筆をするという事です。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第31号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 32 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○19 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 25 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、原村自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道路を挟んで畑、北が山林であります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、牛舎・農業用倉庫・堆肥舎を整備する面積として全体で、1,268 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下し、汚水・生活雑排水は、オガクズ処理するもので適当と思います。被害防除につきましては、緩衝地を設置し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の 300m 以内農地に該当し、牛舎・農業用倉庫・堆肥舎を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号大隅 26 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、大久保自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が道路を挟んで中央家畜市場であります。目的実現の確実性は、資金調達については、住宅ローン等審査結果通知書が添付されていて確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、所要面積 487.41 m²には、住宅 1 棟を建築して、隣接地から 2 m 以上の緩衝地を設けるもので適当と思います。排水等については、生活排水等は、合併浄化槽で処理し、雨水は、北側道路の既設側溝に放流する為、支障はないと思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、西側集落に接続するもので、不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請地は、周辺の宅地化が著しく、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんと○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号大隅 27 号・28 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、久保崎自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が宅地と道路であります。目的実現の確実性は、平成 10 年に製茶工場を設置していたものです。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、所要面積 1,000 m²には、製茶工場 1 棟 534.16 m²を建築し、道路も確保されていて適当と思います。排水等については、製茶工場からの汚水処理は汲み取り方式であり、雨水は、北側道路の既設側溝に放流する為、支障はないと思います。被害防除につきましては、特に問題ないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地にありますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請地は、農地法の許可を得ないまま、製茶工場を設置して、今回、追認で許可を得ようとするもので、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんと○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○10 番委員（○○○○○）

受理番号大隅 29 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、下須田木自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林、南が道路、北が山林であります。目的実現の確実性は、資金調達について同意書が添付されていて確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,600 m²に杉 254 本を植林し、隣接地から 4 m の緩衝地を設けるもので適当と思います。排水については、雨水のみで自然流下で支障

はないと思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第二種農地のその他の農地に該当します。申請地は、周囲を山林に囲まれて日照・通風が悪く、今回、杉を植林して活用するもので、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅28号ですけど、先程の用途変更と配置図を見たらよくわからないのですが。

○事務局（〇〇〇〇〇〇主事）

もともと、農振除外のみをして、転用申請をしていなかったという案件です。その時に倉庫を建てる時に農振除外をしていたんですが、残りの部分を農振除外していなかった為、今回、4条申請に併せて農振除外の申請をしているという事です。転用自体は、1筆もしていなかったので、全ての面積において転用申請があるところです。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇〇委員よろしいですか。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉25号について、事務局に伺います。総会参考資料の56ページにありますが、地目は、何に地目はなってますかね。

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

5289-4 でよろしいですか。雑種地になっています。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第32号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第33号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○19番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉33号について、4月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、住

吉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が道路、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として、全体で429㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は水路側溝へ放流し、汚水生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除につきましては、土留め工事・ブロックを設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号末吉35号について、4月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、久保自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が道路を挟んで畑、北が山林であります。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、農家住宅、農業用倉庫を整備する面積として、全体で1,032㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は水路側溝へ放流し、汚水生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されており特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、農家住宅、農業用倉庫を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉36号について、4月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、箕原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が雑種地と宅地、南が宅地、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、事務所・資材置場・駐車場を整備する全体面積528㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、水路側溝へ放流し、汚水生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、ブロックを設置し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、事務所・資材置場・駐車場を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅37号について、4月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東桜ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで宅地、南が畑、北が道路です。目的実現の確実性は、資金調達については、本人の口座通帳の写しが添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、所要面積676㎡は、一般住宅として500㎡を超えるものですが、住宅1棟123.80㎡の他、勤務先の法人が所有する畑があり、同法人の所有する農業用機械の保管場所として、192.82㎡を設置するもので適当と思います。排水等については、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は既設の道路側溝に放流するもので適当と思われます。被害防除については、住宅・倉庫は、3m以上の緩衝地を設ける為、日照・通風に支障はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、西側の集落に接続することから、不許可の例外である集落接続施設に該当し、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんで

調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○10 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 38 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。先程、農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当し、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。追認によるもので、農用地への原状回復は困難と思われる為、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんと○○○○○さんで調査致しました。続きまして、受理番号大隅 39 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。先程、農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当し、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。追認によるもので、農用地への原状回復は困難と思われる為、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんと○○○○○さんで調査致しました。続きまして、受理番号大隅 40 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、里脇自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が山林です。目的実現の確実性は、平成 10 年に住宅の増床により、宅地として現在まで使用されております。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、所要面積 500 m²は、隣地の宅地と一体利用するもので、農家住宅 164.02 m²の内 61.75 m²と車両等の通路 400 m²を設置するもので適当と思います。排水等については、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は既設の道路側溝に放流するもので適当と思われます。被害防除については、隣接地から 5m 以上の緩衝地を設けている為、日照・通風に支障はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、既存施設の 2 分の 1 を超えない規模で、不許可の例外である既存施設の拡張に該当し、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんと○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○17 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 41 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、湯田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が水路を挟んで田、南が道路を挟んで宅地、北が水路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されており確実と思われます。位置としましては、JR 財部駅から 300m 以内にある農地で第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積 909 m²に貸家 2 棟を建築する予定で、周辺同施設の状況からみても適当と思います。排水等については、生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水は南側の既設の道路側溝に放流するもので適当と思われます。被害防除については、申請地の造成を行い、隣接農地との境界にはブロック積みを行います。また、被害防除に関する誓約書も添付されており特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の 300m 以内農地に該当します。申請人は、建設業を営んでおりますが、不動産業への事業拡大の為、今回、申請地に貸家 2 棟を建築しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号財部 42 号について、4 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、閉山田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで畑、南が道路を挟んで畑、北が道路・宅地です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されており確実と思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 859 m²に堆肥置場 1 棟・わら倉庫 1 棟・牛の運動場は渡人の亡父により既に設置されており、始末書も添付されております。排水等については、雨水は自然流下、家畜排泄物は、オガクズで吸着し、堆肥置場で攪拌処理する為適当と思います。被害防除については、現状のまま利用し、隣接地

にも被害を及ぼさないので特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請地は、渡人の亡父によって、農地法の許可を得ないまま、昭和24に牛舎が建築され、その後、昭和49年に牛の運動場等が設置されてからは、堆肥置場として利用されていました。今回、受人が隣接する宅地にある牛舎とともに一体利用する為購入し、肉用牛の肥育を行おうとするものです。ついては、運動場設置後からも、48年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われる事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○17番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部43号について、4月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程、農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請地は、集落にある農地一帯の外周部にあり、不耕作になっていたところ、林業を営む申請人が、事業拡大の為申請地に杉苗木を植林しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉35号についてお伺いします。農家住宅とありますが、経営面積と何を作付けされるているのか教えて下さい。

○18番委員（〇〇〇〇〇〇）

現況では、何も植えてなくて耕耘をされていました。周囲は、イタリアンを植えてありました。経営面積は、1,032㎡です。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

畜産ですか。

○18番委員（〇〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

はい。すいません。1,032㎡とは、変更する面積ではないのですか。他に1,032㎡経営されているという事ですか。

○18番委員（〇〇〇〇〇〇）

経営状況は、牛をされています。牛小屋は、別にあるんですが。1,032㎡のところに牛舎等を建てるという事です。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

先程言われた1,032㎡とは、この転用面積という事ですか。

○18番委員（〇〇〇〇〇〇）

そうですね。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

という事は、経営面積は、ゼロですがね。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

経営面積は、解りませんが、数か月前に農振除外の申請があった案件で、その時もめましたが、農振除外を一端通しても良いんじゃないかという事で、おそらく農地法の5条で出てくるでしょうからという事だったと思います。畜産農家でお父さん達と一緒に牛の生産をされているというよう

な事です。

○4番委員（○○○○○）

調査員がはっきりと経営面積を言ってもらわないと。農家住宅ですからね。もしかすると、家族協定を結んでいるかもしれないし、そこらあたりをしっかりと報告してもらえるとありがたいです。

○事務局（○○○○○局長）

経営面積は、解りませんが、皆さんにお配りしています斡旋対象者名簿の方に畜産一貫で家族協定を結んでいらっしゃるという事ようです。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○4番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第33号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩致します。

（休憩：午前10時15分）

（休憩：午前10時25分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開します。議案第34号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○16番委員（○○○○○）

受理番号末吉5号について、4月11日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、国原東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が道路を挟んで畑です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、農地がありますが、排水等の流れ込み等はなく、影響はないかと思います。その他農地法上特に問題はあります。申請地は、建物については、建築後20年以上経過し、現在も利用されております。調査結果の総合意見としまして、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。一般住宅として20年以上利用されており、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号大隅6号について、4月11日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、あけぼの自治会内にある農地です。周囲の状況は、道路・宅地・雑種地に囲まれています。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、周囲に農地がなく影響はないかと思います。その他農地法上特に問題はあります。申請人は、昭和61年の交換により取得した後、農地法の許可を得ないまま、現在も住宅・店舗として貸付ております。調査結果の総合意見としまして、申請地は、現在まで30年以上利用されており、

農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第34号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第35号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉38については、5番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉39については、私と〇〇〇〇〇推進委員、末吉40については、11番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉41については、5番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、大隅42については、18番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、大隅43については、9番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部44については、14番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部45については、6番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部46については、7番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名致します。続きまして、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉6号は、6622-1は成立で、6583-1は、継続でお願いします。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

末吉7号は、継続でお願いします。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

大隅8号は、継続でお願いします。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

末吉12号は、継続でお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉13号は、継続でお願いします。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

末吉15号は、継続でお願いします。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

末吉16号は打切で、末吉18号は、継続でお願いします。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

財部20号から財部23号は、継続でお願いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

末吉24号は、継続でお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉25号から末吉27号は、継続でお願いします。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

末吉28号から末吉30号は、継続でお願いします。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

末吉31号は、現場を見ましたら、水が溜まって沼田ですので、打切でお願いします。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

大隅 32 号は、継続でお願いします。

○ 9 番委員 (○○○○○)

大隅 33 号は、継続でお願いします。

○ 3 番委員 (○○○○○)

財部 34 号は、中間管理で成立です。財部 35 号は、貸したいで成立でお願いします。財部 36 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 36 号農用地利用集積計画の取り消しについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

この件につきましては、令和 2 年の 9 月に申請があった分で、譲受人が牛舎を建築したいという事で、取り消しをお願いするものです。また、新たに 5 条申請が出るものと考えます。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 36 号農用地利用集積計画の利用権設定の取り消しについては、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 37 号農用地利用集積計画の所有権移転の取り消しについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

この件につきましては、令和 4 年の 3 月に申請があった分で、渡人の○○○○○さんが亡くなられたという事で、取り消しをお願いするものです。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 37 号農用地利用集積計画の所有権移転の取り消しについては、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 38 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 3 年以上 6 年未満大隅 56・大隅 57、, 再設定 6 年以上 10 年未満財部 83, 再設定 10 年以上末吉 70・末吉 103 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括し

て審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第38号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満大隅56・大隅57, 再設定6年以上10年未満財部83, 再設定10年以上末吉70・末吉103を除いて申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長(○○○○○会長)

議案第38号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満大隅56・大隅57についてを議題と致します。

○議長(○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

議案第 38 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規新規 3 年以上 6 年未満大隅 56・大隅 57 については、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、復席を願います。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第 38 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 6 年以上 10 年未満財部 83 を議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 38 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 6 年以上 10 年未満財部 83 については申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、復席を願います。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第 38 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上末吉 70 についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 38 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上末吉 70 については、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで〇〇〇〇〇委員は、復席を願います。

(「〇〇〇〇〇委員復席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限の為、退席願います。

(「〇〇〇〇〇委員退席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 38 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上末吉 103 についてを議題と致します。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 38 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上末吉 103 については、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申し出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで〇〇〇〇〇委員は、復席を願います。

(「〇〇〇〇〇委員復席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第 39 号農用地利用集積計画の所有権移転末吉 57 号を除いてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 39 号農用地利用集積計画の所有権移転末吉 57 を除いては、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申し出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限の為、退席願います。

(「〇〇〇〇〇委員退席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 39 号農用地利用集積計画の所有権移転末吉 57 についてを議題と致します。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 39 号農用地利用集積計画の所有権移転末吉 57 については、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、

申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、復席を願います。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に報告第4号合意解約等の報告については、総会資料の52ページから66ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○18番委員（○○○○○）

無断転用者における農地取得について

○14番委員（○○○○○）

農地部会からですが、営農型太陽光の研修について

○13番委員（○○○○○）

あっせん農地の地権者への結果報告について

○11番委員（○○○○○）

打切りの判断について

○10番委員（○○○○○）

大隅出身者の総会後の話し合いについて

○議長（○○○○○会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○次長）

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和4年第4回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和4年4月20日（水） 午前11時55分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員